

福島県環境基本条例の一部改正について

1 改正内容

(1) 現行第 26 条の削除

環境基本法の改正により、放射性物質による大気汚染等の防止のための措置が同法の適用の対象とされたことに伴い、第 26 条「原子力発電所周辺地域の環境放射能の監視、測定等」は、環境保全に関する全般的な監視・測定等について定めた第 25 条「監視等の体制の整備等」で規定されることとなったため、削除する。

(2) 新第 26 条の追加

本県の喫緊の課題である放射性物質に汚染された廃棄物の適正な処理及び除染について、施策の一層の推進を図るため、本県の環境保全施策の基本事項等を定めている県環境基本条例にこれらに係る規定を追加する。

2 改正（案）

条文新旧対照表

現行	改正（案）
<p>(監視等の体制の整備等)</p> <p>第二十五条 県は、環境の状況を把握し、及び環境の保全に関する施策を適正に実施するために必要な監視、測定等の体制の整備に努めるものとする。</p> <p>2 県は、前項の監視、測定等により把握した環境の状況について公表するものとする。</p>	<p>(監視等の体制の整備等)</p> <p>第二十五条 (略)</p>
<p><u>(原子力発電所周辺地域の環境放射能の監視、測定等)</u></p> <p>第二十六条 県は、<u>原子力発電所周辺地域の住民の安全を確保するため、当該地域における環境放射能の監視及び測定を実施し、その結果について定期的に公表するものとする。</u></p>	<p><u>(放射性物質による環境の汚染への対処)</u></p> <p>第二十六条 県は、<u>放射性物質により汚染された廃棄物の適正な処理及び除染の措置等を推進するため、放射性物質による環境の汚染への対処に関し必要な措置を講ずるものとする。</u></p>

〔条文説明〕

○ 「必要な措置を講ずる」の具体的な内容について

- ・放射性物質により汚染された廃棄物の適正な処理については、廃棄物処理施設周辺住民説明会などを通じて、汚染廃棄物処理に向けた地域の合意形成支援等を行います。
- ・除染については、地域対話フォーラムの開催による放射線の影響や除染の住民理解の促進、実証事業による効率的・効果的な除染技術の開発や普及、除染業務講習会の開催による人材の育成等を行います。

○ 「放射能汚染の防止」について

- ・環境基本法の改正により、放射性物質が公害の原因物質に位置付けされたため、事業者の責務を規定している県環境基本条例第6条第1項の「事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずる公害を防止し、又は自然環境を適正に保全するため、必要な措置を講ずる責務を有する。」に含まれています。